

高知大学海洋コア国際研究所放射線障害予防規則

平成16年4月1日

規則第 366 号

最終改正 令和5年10月30日規則第38号

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和32年法律第167号。以下「R I 規制法」という。）及び関連法令に基づき、高知大学海洋コア国際研究所（以下「研究所」という。）における放射性同位元素の取扱い及び管理に関する事項を定め、放射線障害の発生を防止し、公共の安全を確保することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規則は、研究所の管理区域に立ち入る者に適用する。

(定義)

第3条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- (1) 「使用施設等」とは、放射性同位元素を使用するため、R I 規制法の定めるところにより、原子力規制委員会の承認を受けた使用施設及び貯蔵施設をいう。
- (2) 「放射線取扱等業務」とは、放射性同位元素の取扱い（受入れ、払出し、使用、保管、運搬）及び管理又はこれに付随する業務をいう。
- (3) 「放射線業務従事者」とは、放射線取扱等業務に従事するため管理区域に立ち入る者として、第13条の規定により登録された者をいう。

(遵守等の義務)

第4条 放射線業務従事者は、第8条に定める放射線取扱主任者が放射線障害防止のために行う指示を遵守し、その指示に従わなければならない。

- 2 研究所長は、放射線障害の防止に関し、放射線取扱主任者が法に基づき行う意見具申を尊重しなければならない。
- 3 研究所長は、第7条に定める放射線安全委員会がこの規則に基づき行う答申又は意見具申を尊重しなければならない。

第2章 組織及び職務

(組織)

第5条 研究所における放射線障害の防止に関する組織は、別図のとおりとする。

(研究所長)

第6条 研究所長は、研究所における放射線障害の防止に関して統括する。

(放射線安全委員会)

第7条 研究所に、放射線安全委員会（以下「安全委員会」という。）を置く。

2 安全委員会は、放射線障害の防止に関する次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 本規則等の改廃に関すること。
- (2) 使用施設等の新設及び廃止に係る原子力規制委員会への承認申請に関すること。
- (3) 危険時、重大事故時等の善後策に関すること。
- (4) その他研究所に係る放射線障害の防止に関する重要事項に関すること。

3 安全委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 研究所長
- (2) 第8条第1項に定める放射線取扱主任者
- (3) 第10条第1項に定める放射線業務管理責任者
- (4) 第11条第1項に定める放射線安全管理責任者
- (5) 第12条第1項に定める放射線施設管理責任者

4 前項に掲げる委員の任期は、1年とし、再任を妨げない。ただし、欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 安全委員会に委員長を置き、研究所長をもって充てる。

6 委員長は、安全委員会を招集し、その議長となる。

7 委員会は、委員の3分の2の出席をもって成立する。

8 議事は、出席委員全員の同意をもって決する。

9 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。

10 安全委員会の運営に関して必要な事項は、安全委員会が別に定める。

11 安全委員会は、特別の事項について、意見を聴する必要があるときは、委員以外の者を出席させることができる。

12 安全委員会の事務は、研究国際部研究推進課において処理する。

(放射線取扱主任者等)

第8条 研究所長は、放射線障害の発生の防止について監督を行わせるため、R I 規制法に規定する放射線取扱主任者（以下「主任者」という。）1人以上を、第1種又は第2種放

放射線取扱主任者免状を有する職員のうちから選任する。

- 2 研究所長は、主任者が旅行、疾病その他の事故等によりその職務を行うことができない場合は、その期間中職務を代行させるため、R I 規制法の定めるところにより、第1種又は第2種放射線取扱主任者免状を有するものを主任者の代理者（以下「主任者代理」という。）として選任する。代行する期間が30日以上にわたるときは、速やかに学長に報告しなければならない。
- 3 研究所長は、前2項に規定する主任者及び主任者代理を選任又は解任した場合は、それぞれR I 規制法第34条第2項及び第37条第3項の規定による所定の書類を添付の上、学長を経由して、原子力規制委員会に届出をしなければならない。ただし、主任者代理の届出は、代行する期間が30日以上の場合に行う。
- 4 研究所長は、主任者にR I 規制法第36条の2の規定により、主任者選任後1年以内（ただし、選任前1年以内に定期講習を受講していた場合は、その受講日の翌年度の開始日から3年以内）に定期講習を受けさせなければならない。また、その後は、前回の定期講習の受講日の翌年度の開始日から3年以内ごとに受けさせなければならない。

（主任者の職務及び権限）

第9条 主任者は、研究所における放射線障害の防止について指導監督を行うため、次の各号に掲げる職務を行う。

- (1) 規則の制定及び改廃への参画
 - (2) 放射線障害の防止に関する対策の立案及び調整
 - (3) 放射性同位元素の受入れ、払出し、使用、保管及び運搬に係る管理状況の監査
 - (4) 関係者への指導・助言、勧告及び指示
 - (5) 関係法令及び本規則の実施の確保
 - (6) 原子力規制委員会による立入検査等の立会い
 - (7) 研究所長に対する意見の具申
 - (8) 安全委員会の開催要求
 - (9) 事故発生時及び危険時の対応と措置
 - (10) 廃止措置期間中の現場監督
 - (11) その他放射線障害の防止に関する必要事項
- 2 主任者代理は、主任者が旅行、疾病その他理由により不在となる期間中、前項に掲げる主任者の職務を代行しなければならない。

(放射線業務管理責任者)

第10条 研究所長は、研究所に放射線業務管理責任者（以下「業務管理責任者」という。）を置く。

2 業務管理責任者は、放射線管理の実務責任者として、主任者の指示に従い、次の各号に掲げる職務を行う。

- (1) 管理区域に立ち入る者の入退域及び放射線被ばくの管理
- (2) 施設区分、管理区域等に係る放射線の量の測定
- (3) 放射性同位元素の受入れ、払出し、使用、保管及び運搬に関する管理
- (4) 安全管理に係る放射線測定機器の保守管理
- (5) 放射線作業の安全にかかわる技術的事項
- (6) 前各号に関する記帳・記録の管理及びその保管
- (7) 第13条に規定されている名簿の保存
- (8) 関係者への助言、勧告及び指示
- (9) 安全委員会の開催の要求
- (10) その他使用施設の放射線障害防止に関する必要事項

(放射線安全管理責任者等)

第11条 研究所長は、研究所に放射線安全管理責任者（以下「安全管理責任者」という。）を置く。

2 安全管理責任者は、研究所において放射線障害の防止のために次の各号に掲げる職務を行うとともに、主任者が放射線障害防止のために行う指示等の遵守を管理区域に立ち入る者に対して徹底させなければならない。

- (1) 記帳・記録の保管管理
- (2) 放射線業務従事者等に対する教育及び訓練計画の立案及びその実施に関する管理
- (3) 放射線業務従事者等に対する健康診断計画の立案及びその実施に関する管理
- (4) 関係法令に基づく申請、届出等の事務手続その他必要な事務

3 安全管理責任者の業務を補佐するため、安全管理担当者を置くことができる。

(放射線施設管理責任者)

第12条 研究所長は、使用施設等の維持及び管理業務を行うため、放射線施設管理責任者（以下「施設管理責任者」という。）を置く。

2 施設管理責任者は、業務管理責任者と協力して、次の業務を行う。

- (1) 電気設備の運転及び維持管理に関すること。
 - (2) 安全管理に係る放射線測定機器等の保守管理に関すること。
 - (3) 使用施設等の点検に関すること。
- 3 施設管理責任者の業務を補佐するため、施設管理担当者を置くことができる。
- (放射線業務従事者の登録)

第13条 放射線業務従事者として名簿への登録を希望する者は、放射線業務従事者登録申請書（学生用）又は放射線業務従事者登録申請書（職員用）に必要事項を記入して研究所長に申請しなければならない。

- 2 前項の申請をした者（以下「登録申請者」という。）は、第23条に定める健康診断を受けなければならない。
- 3 研究所長は、登録申請者に対して第22条に定める教育訓練を実施した後、放射線業務従事者として登録する。

第3章 放射性同位元素の取扱い等

(管理区域の設定等)

第14条 研究所長は、放射線障害防止のため、放射線障害のおそれのある場所をR I 規制法の定めるところにより管理区域として指定する。

- 2 前項で指定する管理区域の境界には、R I 規制法に定める標識を付けなければならない。また、管理区域の入口等の目につきやすい場所に放射線障害の防止に必要な注意事項を掲示しなければならない。
- 3 管理区域内での飲食、喫煙、化粧等は禁止する。
- 4 安全管理責任者は、放射線業務従事者以外の者を管理区域に立ち入らせてはならない。

(放射性同位元素の使用)

第15条 放射性同位元素を使用する場合は、業務管理責任者の管理のもとに、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用承認証の承認の条件を超えて使用しないこと。
- (2) 放射性同位元素は、所定の使用施設以外において使用しないこと。
- (3) 作業方法及び技術に習熟し、使用しようとする放射性同位元素について、十分な知識を持つとともに、使用目的に応じて、放射線障害の発生するおそれが最も少ない使用方法をとること。
- (4) 使用施設内の空間線量当量率を適切に監視し、安全の確認を怠らないこと。

(5) 使用に係る放射性同位元素の記帳はその日のうちに確実に行うこと。

(放射性同位元素の受入れ、保管、払出し)

第16条 放射性同位元素を受け入れ又は払い出す場合は、あらかじめ業務管理責任者の許可を得て所定の帳簿に必要事項を記入しなければならない。

2 業務管理責任者は、受入れに係る放射性同位元素が貯蔵能力の範囲内であることを確認し受入れを許可するものとする。

3 業務管理責任者は、払出しに係る放射性同位元素が払い出す相手方の許可範囲内であること又は払い出す相手方がR I 規制法に定める放射性同位元素の届出販売業者であることを確認し払出しを許可するものとする。

4 放射性同位元素は、次の各号に掲げる事項に従って保管しなければならない。

(1) 放射性同位元素は所定の貯蔵施設以外において貯蔵しないこと。

(2) 貯蔵施設の扉、蓋等外部に通ずる部分には、錠その他閉鎖のための設備又は器具を設けることにより、放射性同位元素の盗難の予防に関して、実効ある措置を講じること。

(3) 放射性同位元素の使用が終了したときは、必ず所定の貯蔵施設に保管すること。

(4) 放射性同位元素の保管数量又は保管個数を定期的に確認すること。

(放射性同位元素の運搬)

第17条 放射性同位元素を事業所内において運搬する場合は、業務管理責任者の指示に従い、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。

(1) 放射性同位元素は専用の容器に入れ、又は容器に密封すること。

(2) 容器には放射性物質の種類数量を明示し標識を付けること。

(3) 容器の表面及び表面から1メートル離れた位置における線量当量率が原子力規制委員会の定める線量当量率を超えないようにすること。

(4) その他関係法令に従い実施すること。

2 放射性同位元素を事業所外において運搬する場合は、原則として、専門の業者に委託しなければならない。

3 事業所外における放射性同位元素の運搬を業者に委託したときは、運搬年月日、運搬の方法、荷受人又は荷送人の氏名又は名称並びに運搬に従事する者の氏名又は運搬の委託先の氏名若しくは名称を所定の様式に記入しなければならない。

第4章 測定

(放射線障害のおそれのある場所の測定等)

第18条 業務管理責任者は、放射線障害のおそれのある場所（使用施設、貯蔵施設、管理区域の境界、事業所境界）について、作業を開始する前に1回及び作業を開始した後にあっては6月を超えない期間ごとに1回放射線の量の測定を行い、その結果を評価し、記録しなければならない。

- 2 放射線の量の測定は、1センチメートル線量当量率又は1センチメートル線量当量（ただし、70マイクロメートル線量当量率が1センチメートル線量当量率の10倍を超えるおそれのある場所又は70マイクロメートル線量当量が1センチメートル線量当量の10倍を超えるおそれのある場所においては、それぞれ70マイクロメートル線量当量率又は70マイクロメートル線量当量）について、別に定める実施計画により、点検及び校正を、1年ごとに、適切に組み合わせて行った放射線測定器を用いて行わなければならない。
- 3 測定結果は放射線の量の測定記録に記録し、5年間保存する。

(個人被ばく線量の測定)

第19条 業務管理責任者は、管理区域に立ち入る者に対して、次に定めるところにより、その者の受けた放射線の量の状況をOSL線量計等の放射線測定器を用いて測定し、その結果を記録しなければならない。ただし、放射線測定器を用いて測定することが著しく困難である場合は、計算によって行う。

(1) 放射線の量の測定は、外部被ばくによる線量について行うこと。

(2) 外部被ばくによる線量の測定は、次のとおりとすること。

ア 管理区域に立ち入る者について、管理区域に立ち入っている間継続して行う。

イ 胸部（女子（妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を研究所長に書面で申し出た者を除く。）は腹部）については、1センチメートル線量当量及び70マイクロメートル線量当量を測定すること。ただし、人体部位を「頭部及びけい部」、「胸部及び上腕部」、「腹部及び大たい部」に分けたとき、最大被ばく部位が「胸部及び上腕部」（女子（妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を研究所長に書面で申し出た者を除く。）は「腹部及び大たい部」）以外の場合は、当該部位についても測定する。また、最大被ばく部位が上記3部位以外の場合は、当該部位についても70マイクロメートル線量当量を測定する。

ウ 眼の水晶体の等価線量を算定するための線量の測定は、ア及びイの測定のほか、眼の近傍その他の適切な部位について3ミリメートル線量当量を測定することによ

り行うことができる。

(3) 次の項目について、測定結果を記録すること。

ア 測定対象者の氏名

イ 測定した者の氏名（測定をした者の氏名を記録しなくても測定の適正な実施を確保できる場合にあつては、名称）

ウ 放射線測定器の種類及び型式

エ 測定方法

オ 測定部位及び測定結果

2 業務管理責任者は、前項の外部被ばくの測定結果については、4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする各3月間（本人の申出等により、研究所長が妊娠の事実を知ることとなった女子については、毎月1日を始期とする1月間）並びに4月1日を始期とする1年間の各期間ごとに集計し、その都度、記録しなければならない。

3 業務管理責任者は、第1項の測定結果から、実効線量及び等価線量を4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする各3月間（本人の申出等により、研究所長が妊娠の事実を知ることとなった女子については、毎月1日を始期とする1月間）並びに4月1日を始期とする1年間の各期間ごとに算定し、その都度、次の各号に掲げる項目について記録しなければならない。

(1) 算定年月日

(2) 対象者の氏名

(3) 算定した者の氏名（算定をした者の氏名を記録しなくても算定の適正な実施を確保できる場合にあつては、名称）

(4) 算定対象期間

(5) 実効線量

(6) 等価線量及び組織名

4 業務管理責任者は、実効線量の算定の結果、4月1日を始期とする1年間についての実効線量が20ミリシーベルトを超えた場合は、当該1年間以降は、当該1年間を含む5年間（平成13年4月1日以後5年ごとに区分した各期間）の累積実効線量を当該期間について、毎年度集計し、次の項目を記録しなければならない。

ア 集計年月日

イ 対象者の氏名

ウ 集計した者の氏名（集計をした者の氏名を記録しなくても集計の適正な実施を確保できる場合にあっては、名称）

エ 集計対象期間

オ 累積実効線量

5 前項の規定は、第3項の規定により算定する等価線量のうち、眼の水晶体に係るものについて準用する。この場合において、「実効線量」とあるのは「眼の水晶体の等価線量」と、「累積実効線量」とあるのは「眼の水晶体の累積等価線量」と読み替えるものとする。

6 前4項の記録は、永久に保存するとともに、記録の都度、対象者に対しその写を交付しなければならない。

7 第1項の外部被ばくによる線量の測定は、次の各号に定めるところにより、測定の信頼性を確保しなければならない。

(1) 放射線業務従事者の外部被ばくによる線量の測定は、公益財団法人日本適合性認定協会（JAB）による「ISO/IEC 17025：国際標準化機構／国際電気標準会議 試験所及び校正機関の能力に関する一般要求事項」に基づく放射線個人線量測定分野の認定を取得した外部機関に委託して行うこと。

(2) 一時立入者の外部被ばくによる線量の測定（100マイクロシーベルトを超えるおそれのない者は除く。）は、別に定める実施計画により、点検及び校正を、1年ごとに、適切に組み合わせて行った放射線測定器を用いて行うこと。

第5章 維持及び管理

（施設等の点検）

第20条 業務管理責任者及び施設管理責任者は、定期的に年2回以上放射線施設等の点検を行わなければならない。

2 業務管理責任者及び施設管理責任者は、前項の点検等の結果、異常を認めるときは、修理等必要な措置を講じるとともに、点検等の結果並びに措置を講じた場合は、記帳しなければならない。

3 業務管理責任者及び施設管理責任者は、それぞれ点検等を終えたときは、その結果を相互に通知しなければならない。

4 業務管理責任者は、第1項の点検を終えたとき、第2項の措置を講じたとき、又は前項の通知を受けたときは、自ら実施した結果並びに施設管理責任者にかかわる結果をと

りまとめて、主任者を經由して研究所長に報告しなければならない。

(修理、改修)

第21条 業務管理責任者及び施設管理責任者は、それぞれ所管する施設、設備、機器等について、修理、改造等を行うときは、相互に協議の上、その実施計画を作成し、主任者及び研究所長の承認を受けなければならない。

2 研究所長は、前項の承認を行おうとする場合において、必要があると認めるときはその安全性、安全対策等につき安全委員会に諮問するものとする。

3 業務管理責任者及び施設管理責任者は、第1項の修理、改造等を終えたときは、その結果について、主任者を經由して研究所長に報告しなければならない。

第6章 教育及び訓練

(教育及び訓練)

第22条 研究所長は、放射線業務従事者に対し、本規則の周知等を図るほか、放射線障害の発生を防止するために必要な教育及び訓練を実施しなければならない。

2 前項の規定による教育及び訓練は、次の各号の定めるところによる。

(1) 初めて管理区域に立ち入る前にあつては、次の表の各項目及び当該項目に応じた時間数を実施すること。

項 目	時 間 数
放射線の人体に与える影響	30分以上
放射性同位元素等の安全取扱	1時間以上
放射線障害の防止に関する法令及び放射線障害予防規則	30分以上

(2) 管理区域に立ち入った後にあつては、前回の教育及び訓練を行った日の属する年度の翌年度の開始の日から1年以内に、前号の表に掲げる項目について実施すること。

(3) 第1号に掲げる実施事項に関して十分な知識及び技能を有すると主任者が認めた者については、教育及び訓練の一部又は全部を省略することができる。ただし、教育及び訓練を省略する者については、その理由を所定の帳簿に記帳するものとする。

第7章 健康診断

(健康診断)

第23条 研究所長は、放射線業務従事者（登録申請中の者を含む。）に対して、次の各号に定めるところにより健康診断を実施しなければならない。

(1) 実施時期

ア 初めて放射線取扱等業務に従事する前

イ 放射線取扱等業務に従事した後には、1年を超えない期間ごと

(2) 健康診断は、問診及び検査又は検診とすること。

問診は、放射線の被ばく歴の有無及び被ばく歴を有する者については、作業の場所、内容、期間、線量、放射線障害の有無、その他放射線による被ばくの状況について行うこと。

検査又は検診は、次の部位及び項目について行うこと。

ア 末しょう血液中の血色素量又はヘマトクリット値、赤血球数、白血球数及び白血球百分率

イ 皮膚

ウ 眼

ただし、アからウまでの部位又は項目（初めて管理区域に立ち入る前の健康診断については、ア及びイの部位又は項目を除く。）については、医師が必要と認める場合に限る。

2 研究所長は、前各号の規定にかかわらず、放射線業務従事者が実効線量限度又は等価線量限度を超えて放射線に被ばくし、又は被ばくしたおそれのある場合は、遅滞なくその者につき健康診断を行わなければならない。

3 研究所長は、次の各号に従い、健康診断の結果を記録しなければならない。

(1) 実施年月日

(2) 対象者の氏名

(3) 健康診断を実施した医師名

(4) 健康診断の結果

(5) 健康診断の結果に基づいて講じた措置

4 健康診断の結果の記録は永久に保存するとともに、実施の都度、記録の写しを対象者に交付しなければならない。

(放射線障害を受けた者又は受けたおそれのある者に対する措置)

第24条 研究所長は、放射線業務従事者が放射線障害を受けた場合又は受けたおそれのある場合には、保健管理センター所長及び主任者の意見に基づき、業務を行う時間の短縮、業務内容の制限等の措置を講じ、必要な保健指導を行わなければならない。

2 研究所長は、放射線業務従事者以外の者が放射線障害を受けた場合又は受けたおそれのある場合には、遅滞なく医師による診断、保健指導等の必要な措置を講じなければな

らない。

- 3 研究所長は、過度の被ばくを受けた者があった場合は、その原因を調査し、適切な措置を講じるものとする。

第8章 記帳及び保存

(記帳及び保存)

第25条 業務管理責任者は、放射性同位元素の受入れ、払出し、使用、保管、運搬、放射線施設の点検、教育及び訓練、放射線測定器の信頼性の確保に係る記録を行うための帳簿を備えなければならない。

- 2 前項の帳簿に記載すべき項目は、次のとおりとする。

- (1) 受入れ及び払出し

- ア 放射性同位元素の種類及び数量
- イ 放射性同位元素の受入れ及び払出年月日
- ウ 相手方の氏名又は名称

- (2) 使用

- ア 放射性同位元素の種類及び数量
- イ 放射性同位元素の使用の年月日、目的、方法及び場所
- ウ 放射性同位元素の使用に従事する者の氏名

- (3) 保管

- ア 放射性同位元素の種類及び数量
- イ 放射性同位元素の保管の期間、方法及び場所
- ウ 放射性同位元素の保管に従事する者の氏名

- (4) 運搬

- ア 事業所の外における放射性同位元素の運搬の年月日、方法
- イ 荷受人又は荷送人の氏名又は名称並びに運搬に従事する者の氏名又は運搬の委託先の氏名若しくは名称

- (5) 放射線施設の点検

- ア 点検の実施年月日
- イ 点検結果及びこれに伴う措置の内容
- ウ 点検を行った者の氏名

- (6) 第22条に規定する教育及び訓練

ア 教育及び訓練の実施年月日、項目、時間数

イ 教育及び訓練を受けた者の氏名

(7) 放射線測定器の信頼性の確保

ア 第18条第2項並びに第19条第7項第2号の測定に用いる放射線測定器の点検又は校正の年月日、放射線測定器の種類及び型式、点検又は校正の方法、結果及びこれに伴う措置の内容並びに点検又は校正を行った者の氏名（点検又は校正を行った者の氏名を記載しなくても点検又は校正の適正な実施を確保できる場合にあっては、名称）

イ 第19条第7項第1号の放射線業務従事者の外部被ばくによる線量の測定の信頼性を確保するための措置の内容

3 第1項の帳簿については、毎年3月31日又は事業所の廃止等を行う場合は廃止日等に帳簿を閉鎖し、5年間保存しなければならない。

4 研究所長は、事業所を廃止する場合には次に定める項目を記録した廃止措置に係る帳簿を別途作成し、廃止措置報告書へ添付して原子力規制委員会に報告しなければならない。

ア 譲り渡した放射性同位元素の種類及び数量並びにその年月日及び相手方の氏名又は名称

イ 放射性同位元素による汚染があった場合、それを除去したときに発生した汚染物の種類及び数量

ウ 放射性同位元素による汚染があった場合、廃棄した放射性同位元素及び放射性同位元素によって汚染された物の種類及び数量並びにその年月日、方法及び場所

第9章 災害時及び危険時の措置

(地震等の災害時における措置)

第26条 研究所が所在する同一市町村で震度5強以上の地震、風水害による家屋の全壊(住家流出又は1階天井までの浸水、台風及び竜巻等による家屋全壊の場合)などの大規模自然災害が発生した場合は、安全確保の上、可能な限り速やかに、あらかじめ指定された点検担当者が自主点検項目に定める項目について点検を行い、その結果を主任者、研究所長に報告しなければならない。

2 研究所長は、前項の報告を受けたときは、その結果を速やかに学長に報告しなければならない。

- 3 主任者は、第29条に規定する法令報告の対象となる事態が発生した場合には、原子力規制委員会に電話連絡を行うとともに、FAXにより状況を報告しなければならない。
- 4 主任者は、管理区域において火災が発生した場合又は事業所内の管理区域外で火災が発生し、管理区域、事業所内の放射性同位元素もしくはその収容容器に延焼する可能性のある火災が発生した場合（事業所内運搬中の場合を含む。）には、第29条に規定する法令報告の対象となる事態が生じなくとも、原子力規制委員会へ電話連絡を行うとともに、FAXにより状況を報告しなければならない。

（危険時の措置）

第27条 前条に定める大規模自然災害、火災等が起こったことにより、放射線障害が発生するおそれのある場合又は放射線障害が発生した場合（以下「災害等の事態」という。）においては、次の各号に掲げるところにより措置しなければならない。

- (1) 災害等の事態を発見した者は、災害の拡大防止に努めるとともに、直ちに別に定める災害時の連絡通報体制に従い、通報すること。
- (2) 主任者は、前号の通報があったとき、又は自ら災害等の事態を発見したときは、緊急作業従事者とともに、速やかに次に掲げるところにより応急の措置を講じるとともに、必要に応じ警察署又は消防署に通報し、かつ、研究所長に報告すること。
 - ア 放射線障害を受けた者又は受けたおそれのある者を速やかに救出し、避難させること。なお、管理区域にいる者及びその付近にいる者に対して、避難するよう警告すること。
 - イ 放射性同位元素による汚染が生じたときは、速やかにその広がりを防止し、その除去に努めること。
 - ウ 放射性同位元素を他の場所に移す余裕のあるときは、これを安全な場所に移し、周囲に縄張りをし、標識を設け、関係者以外の立入りを禁止すること。
 - エ 災害の発生中及び鎮圧後も放射線による二次災害がないように、厳重な管理を行うこと。
- (3) 緊急作業従事者は、緊急時の対応についての教育及び訓練を受講し、あらかじめ緊急作業従事者として指定された者とする。
- (4) 緊急作業従事者は、必要な個人線量計、被ばく防止のための防護具等を装備し作業を行わなければならない。また、緊急作業終了後は、所定の健康診断を受診しなければならない。

(5) 研究所長は、第2号の報告を受けたときは、その旨を速やかに学長に報告すること。

第10章 報告及び情報提供

(定期報告)

第28条 業務管理責任者は、毎年4月1日からその翌年の3月31日までの期間について、研究所における放射性同位元素の在庫及び放射線管理の状況に関する報告書（放射線管理状況報告書）を作成し、主任者を經由して研究所長に報告しなければならない。

2 研究所長は、前項の報告書を当該期間の経過後3月以内に学長を經由して、原子力規制委員会に届け出なければならない。

(事故時の報告)

第29条 次の各号に掲げる事態の発生を発見した者は、別に定める連絡通報体制に従い、直ちに主任者に通報しなければならない。

- (1) 放射性同位元素の盗取又は所在不明が生じたとき。
- (2) 放射線業務従事者について、実効線量限度若しくは等価線量限度を超え、又は超えるおそれのある被ばくがあったとき。
- (3) 放射線障害が発生したとき又は発生したおそれのあるとき。
- (4) その他、R I 規制法に定める事態が生じた場合

2 主任者は、前項の通報があったとき、又は自ら前項各号に掲げる事態の発生を発見したときは、発生事象について極力探査に努め、又は応急の措置を講じるとともに、直ちに研究所長に報告しなければならない。

3 研究所長は、前項の報告を受けたときは、必要な措置を講じるとともに、その旨を直ちに学長を經由して、その状況及びそれに対する措置を10日以内に、それぞれ原子力規制委員会に報告しなければならない。

(情報提供)

第30条 第27条並びに前条第1項の事態により放射線障害が発生するおそれのある場合又は放射線障害が発生した場合には、研究所長は学長に報告した上で、研究国際部研究推進課海洋コア室（以下「海洋コア室」という。）を通じて高知大学ホームページに次項に定める事故の状況及び被害の程度等を掲載することにより、公衆及び報道機関へ情報提供するものとする。また、外部からの問い合わせに対応するため、海洋コア室に問い合わせ窓口を設置するものとする。

2 発生した事故の状況及び被害の程度等に関して外部に提供する内容（以下「情報提供

内容」という。)は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 事故の発生日時及び発生した場所
 - (2) 漏えい状況等による事業所外への影響
 - (3) 事故の発生した場所において取り扱っている放射性同位元素等の種類、性状及び数量
 - (4) 応急措置の内容
 - (5) 放射線測定器による放射線量の測定結果
 - (6) 事故の原因及び再発防止策
- 3 研究所長は情報提供内容について、安全委員会の協議を経て決定し、学長に報告することとする。

第11章 雑則

第31条 この規則の実施に関し必要な事項は、安全委員会の議を経て、研究所長が定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年9月1日規則第530号)

この規則は、平成17年9月1日から施行し、平成17年7月1日から適用する。

附 則 (平成22年3月31日規則第124号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年6月17日規則第15号)

この規則は、平成22年6月17日から施行する。

附 則 (平成23年3月14日規則第81号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年3月30日規則第119号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年12月28日規則第50号)

この規則は、平成25年1月1日から施行する。

附 則 (平成26年6月4日規則第16号)

この規則は、平成26年6月4日から施行する。

附 則 (令和元年7月31日規則第26号)

この規則は、令和元年8月1日から施行する。ただし、「放射性同位元素等による放射線

障害の防止に関する法律」を「放射性同位元素等の規制に関する法律」に改める規定及び「防止法」を「R I 規制法」に改める規定については、令和元年9月1日から施行する。

附 則（令和3年8月30日規則第19号）

この規則は、令和3年8月30日から施行する。

附 則（令和5年4月24日規則第8号）

この規則は、令和5年4月24日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

附 則（令和5年10月30日規則第38号）

この規則は、令和5年10月30日から施行し、令和5年10月1日から適用する。

別図（第5条関係）

